

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年4月13日30精保第72号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、審査請求人が平成30年4月9日付けで実施機関に対して行った「受け入れ先医療機関を探す中で、（入院依頼をする過程）今回、引き受けた、〇〇病院、□□病院以外の機関（医師、医療機関を含む）とやりとりした記録、（TEL、FAX、メール、面会、書類、調査、会議、審査した内容を含む）、さらに、受け入れ先医療機関を探す中で（入院依頼をする過程）今回、引き受けた、〇〇病院、□□病院以外の機関（医療機関、医師を含む）宛へ提供した書類、また、これらの所より提出された書類。2016.2.1より2018.4.9までのそちらの全部署が保有する記録開示を求める。」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る審査請求人の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件個人情報は作成も取得もしておらず存在しないとして、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年4月9日付けで、実施機関に対し、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年4月13日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年4月14日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年5月25日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 退院・処遇改善請求のような措置入院者の人権に関する事案を主治医からの意見を参考にすることなく審査することに対して精神保健福祉上問題があると思う。
- (2) 私に関する件で各機関と公平性のある適切なやりとりがなされていたのか把握するため、記録の全開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

精神保健福祉センターが受け入れ医療機関を探すことはなく、本件個人情報作成も取得もしておらず存在しないため。

6 審議会の判断

(1) 都道府県知事による入院措置について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条では、都道府県知事は、法第27条の規定による診察（以下「措置診察」という。）の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができると規定されている。

実施機関においては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行）により、前記入院措置を採る場合における事務処理について、措置診察の結果、精神障害のため自傷他害のおそれがあると2名以上の精神保健指定医の意見が一致した場合、保健福祉環境事務所長がその者の入院措置を採る決定をするとともに、入院先病院を決定するものとされている。

(3) 精神保健福祉センターについて

法第6条第1項の規定により、都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として「精神保健福祉センター」を置くものとされ、精神保健福祉センターは、精神医療審査会の事務を行うことなど、同条第2項各号に掲げる業務を行うものとされている。

福岡県においては、福岡県行政組織規則（昭和34年12月15日福岡県規則第66号。以下「組織規則」という。）第93条により、法第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センターとして、福岡県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が置かれている。

(4) 本件個人情報の特定に係る対応について

本件開示請求は、審査請求人が実施機関の出先機関であるセンターに対し、開示請求書を郵送で提出したことにより行われたものである。

実施機関は、センターにおいて本件個人情報を作成も取得もしておらず存在しないと説明し、これをもって本件決定を行っており、実施機関内の他の所属（組織規則に規定する本庁の課及び出先機関をいう。以下同じ。）における対象個人情報の存否の確認を行っていないため、この点についての妥当性を検討する。

条例の解釈運用を示した「個人情報保護事務の手引 I（解説及び運用）」（以下「手引」という。）によれば、郵送による開示請求書の受付については、開示請求に係る個人情報を保有している所属において受付をすることとされている。

これに対し、開示請求に係る個人情報を出先機関が保有していない場合に、当該出先機関が開示請求書の受付を行った際の対応については、手引に明記はないものの、通常の事務処理においては、開示請求に係る個人情報を保有していないことを確認した時点で、速やかに本県の開示請求に係る総合的な窓口である県民情報センターに回送するなどの処理を行うべきものであると考えられる。

一方で、審査請求人は平成28年度から30年度にかけて86件の個人情報開示請求を行っており、その中で、審査請求人から実施機関の複数の所属に対して同じ内容の開示請求書を郵送する請求行為が頻繁に行われていたことが確認された。これらの請求内容には本件開示請求と同様に「そちらの全部署が保有する記録開示を求める」との記載があり、この点については、請求書が送付された所属内の全部署と解するものとして、実施機関が本人に確認をとった上で、当該所属が保有する個人情報を対象に開示請求に係る決定を行うという対応をとっていたとのことである。

このような対応を踏まえ、本件開示請求においても、郵送による請求を受け付けたセンターが保有する個人情報を対象とし、作成も取得もしていないとの理由から本件決定が行われている。

また、審査請求人は本件決定の取消しを求める趣旨の審査請求を提起しているものの、審査請求書や反論書における審査請求人の主張においては、本件個人情報の存在の裏付けとなる根拠や事実など、本件個人情報の存否に係る主張はなされておらず、本件個人情報の特定における実施機関の対応等への不服も述べられていない。

これらの状況を勘案すれば、本件開示請求に係る個人情報の特定に関して、少なくとも、センターが保有する個人情報を対象としたことについては、争いはないものと推察され、かかる対応は妥当であったと判断される。

したがって、本件決定の妥当性については、センターにおける本件個人情報の存否を対象とし、適否を判断するものとする。

(5) 本件個人情報の存否について

当審議会が確認したところ、センターにおける本件個人情報の存在は認められず、また、センターにおいて保有していないとする実施機関の説明に不合理な点もないことから、センターは本件個人情報を作成も取得もしていなかったものと判断される。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が行った本件決定は妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。